令　和　８　年　第　１０　回

駒　ヶ　根　市　農　業　委　員　会

総　会　会　議　録

令和８年９月２５日

駒ヶ根市農業委員会総会

○　会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎２階　大会議室

○　出席した委員　（19名）

１番　吉瀬　久司	８番　北澤　満	１５番　堺澤　博明
２番　小松原　博	９番　北原　有	１６番　向山　昭
３番　倉田　益式	１０番　小松原　ひとみ	１７番　河上　邦和
４番　宮下　守	１１番　木下　亜紀	１８番　佐野　理子
５番　伊藤　宏美	１２番　倉田　弘次	１９番　氣賀澤　道雄
６番　善積　峰子	１３番　米山　良司	
７番　中原　康男	１４番　松﨑　文彦	

○　会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員　（５名）

２０番　小池　政幸	２２番　吉瀬　清志	２４番　福澤　徹
~~２１番　小原　正隆~~	２３番　馬場　信夫	２５番　小平　裕一

○　欠席した委員　（１名）

２１番　小原　正隆

○　事務局職員出席者

事務局長	北村　篤
次　長	山本　孝浩
主　任	竹村　直人
主　任	大森　真奈

○　議事日程

日程第１　議事録署名人の指名について

日程第２　議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第52号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第53号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第54号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第55号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第56号　農地法第２条第１項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

議案第57号　農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会　　長

議事録署名人　3番　（倉田）

議事録署名人　4番　（宮下）

開　会	令和８年９月２５日　午後３時００分
局　長	（北村　篤君） それでは、皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」） 進行を務めさせていただきます農業委員会事務局長の北村と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和８年第10回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。 まず初めに氣賀澤会長より御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。
会　長	（氣賀澤　道雄君） 〔会長挨拶〕
局　長	（北村　篤君） ありがとうございました。 続きまして会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。２番　小松原博委員さん、よろしくお願いいたします。
２　番	（小松原　博君） 〔会議の前の一言〕 〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立） 〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）
局　長	（北村　篤君） ありがとうございました。 それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
会　長	（氣賀澤　道雄君） それでは進めさせていただきます。 これより令和８年９月１日付、告示第10号をもって招集しました令和８年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。 農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第３項の規定により本会議は成立しております。 21番　小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。 お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。 日程第１　議事録署名人の指名をいたします。 議事録署名人は総会規則第15条第２項の規定により議長において３番　倉田益式委員、４番　宮下守委員を指名いたします。 日程第２　議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。 議案第52号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）

それでは議案書１ページをお開きください。

農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

１件でございます。

場所につきましては２ページ左側を御覧ください。

計画変更５―１で表示した場所になります。

北割２区、[redacted]の東４筆、計4,474平米になります。

１ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画では倉庫を建築する計画であったが、受注数増加により既存の工場のみでは生産が追いつかなくなり、工場の増設が必要となったことから計画の変更を行いたい、承継計画は申請地を工場用地として利用するというものでございます。

なお、本件につきましては、当初計画者と承継計画者の変更がないことから、計画変更申請のみのとなっております。

以上１件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

地元委員の補足説明をお願いします。

１４番　（松﨑　文彦君）

当地に行って調べてきましたが、ここについては平成２年に既に農地転用が済んでおります。

ここに書いてあるとおり、当初は倉庫を建設するつもりでしたけど、ここに来て受注増加があり、工場にしたいということでした。工場ですので、当然騒音等も心配されるのですが、それについては十分な配慮をするということでした。

あと、かなり大きな建物ですので、水の問題等がありまして、具体的に教えてくれと言ったら、それは建築確認でするからいいと言われました。

そういうことで、配慮すると言われましたので、既に農地転用も済んでいるので、特に問題はないかと思います。

以上です。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第52号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第53号　農地法第３条の規定による許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）

それでは議案書３ページをお開きください。

農地法第３条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計２件でございます。

まず１件目でございますが、場所につきましては４ページ左側を御覧ください。

３－１で表示した場所になります。

上赤須区、[redacted]の東６筆、計１万522平米になります。

３ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大させるため当地を取得したい、譲渡人は相続した土地であるが高齢となり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

続いて２件目でございます。

場所につきましては４ページ右側を御覧ください。

３－２で表示した場所になります。

下平区、[redacted]の西１筆76平米になります。

３ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は現在自身が耕作している農地の隣接地である当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

なお、許可基準でございますが、今月３条申請のあった全ての案件について農地法第３条第２項の全部効率利用に適合してございます。

以上２件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

地元委員の補足説明をお願いします。

２　番　（小松原　博君）

譲受人の[redacted]は、今、ハウスでのイチゴ栽培を中心に営農されております。

現在の農地に関しましては、水稲ですとか、樹園地、野菜、そういった形で栽培されているけど、今後もきちんと継続してやっていく意向だそうです。

そういうことで、申請に関しては問題ないと考えております。

以上です。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

２番、お願いします。

７　番　（中原　康男君）

現在、[redacted]が作られている畑があるのですが、車の通れるような道がないということで、ちょうど手前の[redacted]の土地を譲っていただいて、そこから夏には水を運んだりできるような形にしたいっていうことです。

現地を見ましたが、特に問題はないと思います。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第53号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号　農地法第３条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第54号　農地法第４条の規定による許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）

それでは議案書５ページをお開きください。

農地法第４条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

１件でございます。

場所につきましては６ページ左側を御覧ください。

４―１で表示した場所になります。

町２区、[redacted]の北東１筆109平米になります。

５ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地（トレーラーハウス）。

理由でございますが、申請人は所有する農地の敷地に作業場兼市内滞在用の

トレーラーハウスを設置したいというものでございます。
農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。
農地区分につきましては消極的２種農地、不許可の例外として集落接続で見ております。
以上１件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
地元委員の補足説明をお願いします。

２０番　（小池　政幸君）
この件ですが、小松原博委員と現地確認を行ってきました。
[redacted]っていう方は東京に住んでいるっていうことで、農地にはブルーベリーを作っています。それで、そこの一画に作業場兼滞在時使用のトレーラーハウスを設置するということです。
位置図を見てもらえば分かるけど、隣には住宅があります。それで、畑の中に設置するというものであります。
雨水については敷地内への浸透、それから、雑排水については公共下水道に出すということですので、特に問題ないと思います。
自分の畑の中に設置するということですので、周辺農地への影響は特に問題ないと判断しました。
以上です。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
議案第54号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）
御異議なしと認めます。よって、議案第54号　農地法第４条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第55号　農地法第５条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）
それでは議案書７ページをお開きください。
農地法第５条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計７件でございます。
まず１件目でございますが、場所につきましては９ページ左側を御覧くださ

い。

５―１で表示した場所になります。

中割区、[redacted]の南１筆 2,047 平米になります。

こちら、計画地のうち色塗りした部分が農地となっておりますが、外枠の囲ったものが計画敷地となっております。

７ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗。

理由でございますが、借受人は医薬品や生活用品の販売等を行う企業であるが、集落に近く主要道路に位置する当地を店舗用地として使用したい、貸付人は農業経営規模を縮小するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては３種、上下水管埋設、付近に学校及び医療施設ありで見ております。

続いて２件目でございます。

場所につきましては９ページ右側を御覧ください。

５―２で表示した場所になります。

町１区、[redacted]の東１筆 686 平米になります。

７ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場、資材置場、現場事務所。

理由でございますが、借受人は隣接地にて住宅の建築を行っており、現場事務所及び不足する駐車場と資材置場として当地を一時的に使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域外農用地区域外となっております。

農地区分につきましては３種、用途地域内で見ております。

なお、こちらは８か月間の一時転用申請となっておりまして、転用期間終了後に原状復帰が義務づけられております。

続いて３件目でございます。

場所につきましては 10 ページ左側を御覧ください。

５―３で表示した場所になります。

上穂町区、[redacted]の北１筆 990 平米になります。

７ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は従業員の増加に伴い来客用の駐車スペースが不足することとなったため、事務所に近い当地を駐車場設置のため取得したい、譲渡人は農地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでご

ざいます。
農振法等でございますが、農振地域外農用地区域外となっております。
農地区分につきましては３種、用途地域内で見ております。
続いて４件目でございます。
場所につきましては10ページ右側を御覧ください。
５―４で表示した場所になります。
町４区、[redacted]の北西２筆、計411平米になります。
７ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅。
理由でございますが、譲受人は当市へ移住するに当たり実家に近い当地を住宅用地として取得したい、譲渡人は農地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、農振地域外農用地区域外となっております。
農地区分につきましては３種、用途地域内で見ております。
続いて５件目でございます。
場所につきましては11ページ左側を御覧ください。
５―５で表示した場所になります。
上赤須区、[redacted]の南東１筆393平米になります。
７ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、借受人は現在実家にて両親と共に生活をしているが、手狭になってきたことから実家に隣接する当地へ住宅を建てたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、令和８年３月26日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては１種、土地改、不許可の例外として集落接続で見ております。
続いて６件目でございます。
場所につきましては11ページ右側を御覧ください。
５―６で表示した場所になります。
中沢区、[redacted]の北１筆499平米になります。
７ページにお戻りください。
申請目的でございますが、仮設道路。
理由でございますが、借受人は県から発注された農地の地滑り対策事業を行うため当地を一時的に利用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。
農地区分につきましては１種、土地改で見ております。
なお、こちらは189日間の一時転用申請となっておりまして、転用期間終了後には原状復帰が義務づけられております。
続いて７件目でございます。
場所につきましては12ページ左側を御覧ください。
５―７で表示した場所になります。
東伊那区、[redacted]の東２筆、計688平米になります。
８ページをお開きください。
申請目的でございますが、住宅。
理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが、今後家族が増えた際に手狭になることから、実家とも近い当地を住宅を建てるために取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、令和８年７月31日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては消極的２種、不許可の例外として集落接続で見ております。
以上７件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
それでは地元委員の補足説明をお願いします。

２５番　（小平　裕一君）
１番ですけど、現状、耕作はされていないですが、草刈り等の管理はできている状態であります。
国道際っていうことで、位置図で見ていただくと、右側に[redacted]があったと思うけれど、そのすぐ横の土地になります。
雨水排水については、一番低いところなので、特に周辺農地への影響はないと思います。
あと、建物が建つということなので、日照問題についても確認したところ、付近の農地の方には一応お話しして了解を得ているということなので、店舗が建つことについては特に問題ないと判断します。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
それでは２番をお願いします。

２０番　（小池　政幸君）
２番ですが、前回、[redacted]を建てるということで、位置図の５―２の薄く塗ってあるところ、ここが[redacted]を建てるという場所になっています。その西側になります。ここに資材置場を造りたいということです。

小松原博委員と現地確認を行いました。

ここは道路と民家に挟まれた場所で、特に周辺に農地はありませんので、問題ないと判断しました。

以上です。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

３番、お願いします。

３　番　（倉田　益式君）

９月上旬に小松原ひとみ委員と現地確認を行いました。

場所は[redacted]の前の道に沿って北側になります。

説明にあるとおり、従業員の駐車スペースということで書かれておりますが、１つは、[redacted]の駐車場、昨年、[redacted]が移転した関係で市の管理している駐車スペースが減りました。

それで、その関係で、ある業者が――市のほうの責任も多少あるんじゃないかと思うのですが、駐車場の手当てをしてこなかったために、ある業者が駐車場ということで近くの土地を買い占めているような状態であります。

それと併せてという意味ではないけれども、[redacted]の駐車場確保ということで、ここを駐車場にするようになっております。

実質的には特に問題ありませんが、市のほうでも、行政から見て適正な都市計画が行われていくように、その下で農業委員会も動けるように配慮していただければというふうに思います。

続きまして４番ですけれども、こちらも北町になりますが、小松原ひとみ委員と現地確認を行いました。

現在は住んでいない家が１軒と、あとは黒塗りのところが畑になっています。それで、今現在は住んでいない家を購入されて、購入されるのは近くに実家があるという娘さんになりますけれども、それでここに引っ越してくるということになります。

ここの説明のとおり、特に問題はありません。

以上です。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

それでは５番をお願いします。

２　番　（小松原　博君）

９月６日に氣賀澤会長と一緒に現地調査を実施しました。

ここら辺は畑になっておりまして、家庭菜園の野菜が多少育っておりまして、そこに住宅を建てるということです。

[redacted]が建てるということですが、設計書を見てみますと、農地に面しているところには擁壁を立て、それから、用水路があるのですが、それに対して

もきちんと手当てして建設するということです。
また、雨水に関しては、地下浸透というのですか、そういった形で、土砂流出等に対してもきちんと管理されていくようですので、特に問題はないと考えます。
以上です。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
６番をお願いします。

８　番　（北澤　満君）
６番でありますけれども、県の事業ということで、一時転用ということであります。
この農地は自己保全管理で、耕作していない農地であります。
工事が終われば元に戻すということでありますので、問題ないと思います。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
７番をお願いします。

１　番　（吉瀬　久司君）
７番ですが、譲渡人と譲受人は[redacted]になります。[redacted]のうちを建てるということでございます。
そのこと自体には問題ないと思うのですが、隣接する農地の持ち主が近くにいないということで、遠くに住んでいらっしゃる方で、今は他人に貸してあります。それで、今借りている人と話ができているのかと聞いたら、あまりしていないということだったので、そこはちゃんと話をしてくださいということと、今借りて耕作している隣接農地の日照条件がよくないわけですが、それでもって南側に家を建てるということなので、その点にも十分配慮してくれということを申し伝えておきました。
その他については問題なしと考えます。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
議案第55号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）
御異議なしと認めます。よって、議案第55号　農地法第５条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第56号　農地法第２条第１項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）

それでは議案書13ページをお開きください。

農地法第２条第１項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。

本件につきましては、今月――９月３日に実施させていただきました市内の農地パトロールにて現況が山林または原野化し、農地に復旧するための条件整備が著しく困難であることから、農地として復元したとしても継続して耕作が見込めないと判定された土地について、農地法第２条第１項の規定により農地に該当しないと御判断いただくものでございます。

議案書記載の地番の現況につきましては全て山林または竹林、原野等のため個別の御説明はいたしませんが、対象地の分布位置につきましては別紙のＲ８非農地判定農地と記載した地図を添付しておりますので、参考に御覧いただきたいと思います。

こちらの筆数は、今回全てで79筆となりまして、位置図の中では土地が重なってしまい、まとまってしまっているところもございますが、大まかな位置として見ていただければと思います。

あわせて、議案書の氏名でございますが、一部クエスチョンマークが入ってしまっているものがありますが、旧字が表示できずクエスチョンマークとなっておりますので、御承知おきいただければと思います。

なお、非農地判定後の手続に関しましては、土地所有者に対して非農地通知を発送するとともに、農業委員会事務局から法務局に対し職権に基づく登記地目の変更申出を行います。

その後、登記地目の変更手続が完了しますと市に通知が参りますので、それをもって農地台帳から対象筆が完全に消える流れとなっております。

以上について御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

時間を取りますので、まずは内容を見ていただいて、地元委員から何か補足説明がありましたらその間に御説明ください。

〔各自黙読〕

８　番　（北澤　満君）

事務局に確認したいけれども、親が亡くなって、相続されないまま名前が残っている農地っていうのは、今後の扱いはどうなるのですか、お聞きします。

主　任　（竹村　直人君）

例えば今回の議案に含まれている非農地判定された土地については相続が完了していない状態であると思うのですが、職権による登記地目の変更は可能

であると法務局から回答がありましたので、名義はそのままになるのですが、地目上は農地ではなくなる手続が進められていくということになります。

８　番　（北澤　満君）

分かりました。

１１番　（木下　亜紀君）

質問があります。

今回、非農地判定した面積は、例えばここ３年くらいの推移と比較するとどんな感じになるのですか。

主　任　（竹村　直人君）

肌感覚にはなってしまうのですが、これまで判定したものと比べると、面積的にはそれほど大きくなっていると思います。

昨年度非農地判定した筆は170筆ほどありまして、今年は筆数で100筆近く減っているわけでございますが、今回の対象地については大分絞って農地パトロールを行っておりますので、ここ数年の中ではそれほど多い面積ではないということかと思います。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

質問等ありましたら……。

倉田委員、お願いします。

３　番　（倉田　益式君）

現地の状況の項目ですが、原野、山林しか記載がいないのですが、２番は原野になっているのですが、実際には私道、個人的な家へ出入りする私道でした。現地の状況が私道はないのですか。

農地パトロールで回ったときはそんな感じでしたが……

主　任　（竹村　直人君）

現地の状況とすると、基本的には原野もしくは山林として判定していきますので、私道ということになるのだと思いますが、原野に当て込んでいるというところです。

３　番　（倉田　益式君）

分かりました。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ほかに質問ありますか。

お願いします。

９　番　（北原　有君）

先日確認した農地で非農地判定をした田んぼが入っておりませんけれども、それは非農地判定できないものもあるということなのでしょうか。

主　任　（竹村　直人君）

もしかすると、既に台帳上の地目が一部原野とか、あとは登記上も――後ほど個別で確認させていただきますが、恐らく現況が原野もしくは山林となっているものについてその当時載せてしまっていたものが間違っているのではないかと思います。

既に非農地判定されているものを調査対象に含めてしまっていたのではないかと思われますので、この後、確認させていただければと思います。

９　番　（北原　有君）

分かりました。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ほかに質問、御意見ありますか。

私のほうからいいですか。

ほかの地区で数件あるのですが、これは平場じゃなくて沢筋が多いということでしょうか。

主　任　（竹村　直人君）

そういったところが多いかと思います。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

あと、確認ですけれども、先ほど説明がありましたけど、まず、ここで非農地判定を議決により承認した場合、法務局での登記上の手続が終われば非農地になるということでいいのでしょうか。

主　任　（竹村　直人君）

今回の審議をもって、まず農地台帳上から地目が原野もしくは山林になります。

その後、登記申請を行いまして、登記上も原野もしくは山林と地目が確定しますので、そのタイミングをもって完全に農地ではなくなるという流れとなっております。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

お願いします。

２４番　（福澤　徹君）

初めてなので質問させていただきます。

４番は登記地目が原野になっていて現況が田んぼっていうことですが、土地台帳はどういうふうにして現況地目が決められるのですか。

主　任　（竹村　直人君）

基本的に所有者から申出いただくことで農地台帳に登載するという流れが一般的でありますので、当時、原野だったものを田んぼに変えられて、田んぼ

として使われているという申出を受けて台帳に載せた可能性が一番考えられるということでございます。

２４番　（福澤　徹君）

そうすれば、登記上では原野になるので、市が管理しているデータから農地が削除されて、登記簿上のまま残るという感じなのですね。

主　任　（竹村　直人君）

おっしゃっていただいたとおりとなります。

２４番　（福澤　徹君）

分かりました。

ありがとうございました。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ほかに質問、御意見ありますか。

倉田委員。

１２番　（倉田　弘次君）

すみません。私も素人なものですから教えていただきたいけれど、農地判定というか、原野とか、そういう判定になったものは、地主に連絡して、地主が法務局へ届出をするのか、それともこのまま農業委員会から法務局へ行って自然に変更になるのか、そこら辺の具体的なことを教えてください。

主　任　（竹村　直人君）

この総会の後、所有者の方に対して非農地となりましたという通知をお出しいたします。

その後、判定された農地については、事務局で職権を使って登記地目の変更を行います。

これまでは所有者様に登記地目の変更をいただくよう依頼を重ねて御連絡していたのですが、中には登記地目の変更までされずに手続の終わってしまう方がいらっしゃったり、あとは御自分で地目変更登記申請をされるために法務局に行かれる方もいらっしゃるのですが、慣れた方でないと書類の不備があったりするということで、法務局のほうから駒ヶ根市で職権による地目変更をやってくれないかという依頼がありましたので、昨年度判定したものから駒ヶ根市が職権で登記地目変更をしているというところでございます。

中には御自分で登記地目の変更をされたいという方もいらっしゃいますので、そういった方には手続の御案内だけさせていただいて、職権登記は行わないという形で対応しております。

１２番　（倉田　弘次君）

分かりました。

ありがとうございました。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ほかに質問、御意見ございますか。

それでは、議案第56号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号　農地法第２条第１項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第57号　農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　任　（大森　真奈君）

議案書16ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画案に策定について（貸借）を御説明し、御提案いたします。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

表の左から、公告年月日は令和８年10月30日でございます。

期間の終期ですが、貸借期間５年のものが田8,057平方メートル、畑3,698平方メートル、10年が田855平方メートル、合計１万2,610平方メートルでございます。

貸手が５、借手は長野県農業開発公社のため１となります。

続いて、17ページが促進計画案の明細となっております。

５名の土地所有者――明細の「権利を設定する者（甲）」が合計で12筆を長野県農業開発公社へ貸し付けるということになっております。

市の公告後、農地中間管理事業貸借にある借受人――明細の「権利の設定を受ける者（乙）」へ記載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

地元委員の方で何か補足説明がありましたら御発言ください。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第57号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号　農用地利用集積等促進計画

案の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和８年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉　会　午後３時５２分